

現場説明書（建築・設備工事編）

（Ａ）工事概要及び一般事項

1. 工事概要

工事名称 神崎市新庁舎建設工事

施工場所 神崎市神崎町鶴3542番地1

工期 契約日から 2020年 3月 20日まで

工事内容 （別添 特記仕様書及び設計図面による）

別途予定の関連工事 用地造成工事、情報システムネットワーク構築工事等

質疑等の提出方法及び回答期日等 （公告文等で指示）

2. 設計図書の優先順位

設計図書は相互に補完するものとし、相互に相違がある場合の優先順位は次のとおりとする。

質疑回答書 現場説明書 特記仕様書

設計図面 標準仕様書（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）

3. 工事着手前・完成時の提出図書

工事請負契約後、設計図書の縮小版（A2版又はA3版）青焼き製本を2部提出すること。又は監督員の指示による。

その他、佐賀県建築住宅課完成図書作成・提出要領（平成17年7月適用）により監督員の指示に従って庁舎整備課へ提出すること。

4. 契約事務上の注意事項

工事請負契約書は神崎市建設工事請負契約款を使用することとし、その他の契約事務については神崎市財務規則による。

工事が複数年度に亘る場合は、各年度の請負代金の支払い限度額及び施工責任額は、契約書作成の日までに通知する。

不慮の事故に備えて火災保険等に加入すること。なお、契約額は工事規模・請負契約額に相応する内容とし、原則として工事完成期日後14日間の予備期間を設けること。

（Ｂ）現場及び技術に関する説明事項

1. 監督員事務所

監督員事務所を設ける場合は、事務所に机・椅子・保安用具等を必要に応じて備えること。

2. 指定仮設

設計図面に明記された仮設については、指定仮設として実施すること。なお、現場状況及び施工方法により変更が必要な場合は監督員との協議により実施すること。

3. 工事着工前の確認

建物の配置については設計図書に基づいて縄張りを行い、監督員と最終確認を行うこと。

既存施設内で増築・改修工事をする場合は、仮設計画書及び施工計画書等を作成し施工上必要な「工事用地等」について施設管理者と協議すること。また、既存の設備、地下埋設物については十分な予備調査を行って施工すること。

4. 工程管理

工事の着手に当たっては、他の関連工事業者と調整の上、受電時期や試運転調整期間等を見込んだ実施工程表を作成し監督員に提出すること。また、工事期間中はこの工程表に従い工事の円滑な進捗に努めること。

5. 施工体制台帳

請負者は、工事を施工するために締結した下請契約の請負代金額（当該下請契約が2以上あるときは、それらの請負代金総額）が3,000万円以上（建築一式工事4,500万円以上）になるときは、別に定める国土交通省令に従って記載した施工体制台帳を作成し、工事現場に備えるとともに、所定の様式（建築工事監理指針等を参照）により監督員に提出しなければならない。

請負者は、下請契約の請負代金額にかかわらず、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」の定めに従って、各下請負者の施工の分担関係を表示した施工体系図を作成し、工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲げなければならない。また、請負者は施工体系図を所定の様式（建築工事監理指針等を参照）により監督員に提出しなければならない。施工体制台帳及び施工体系図等の詳細は、土木工事施工管理の手引き（平成29年4月、佐賀県県土整備部農林水産部及び地域交通部）を参照すること。

なお、1次下請負契約の請負代金の合計額が1,000万円以上の場合は、下請負契約書の写し（1次、2次下請負以降もすべて）を添付しなければならない。

6. 施工中の安全確保及び環境保全等

施工中の安全確保及び環境保全並びに災害・公害の防止については「建築・電気・機械各標準仕様書」によるほか、次の指針・要綱によること。

・建築工事安全施工技術指針（平成22年5月31日改正、国営整第48号）

・建設工事公衆災害防止対策要綱（平成5年1月12日、建設省経建発第1号）

・建設副産物適正処理推進要綱（平成14年5月30日改正、国官総第122号、国総事第21号、国総建第137号）

事件・事故発生時には直ちに監督員に連絡すること。

7. 使用人等の管理

請負者は、使用人等（下請負者又はその代理人若しくはその使用人その他これに準ずる者を含む）の適正な労働条件を確保し、適時、使用人等への指導及び教育を行うとともに、工事が適正に遂行されるように管理及び監督すること。また、使用人等の管理に当たっては、作業員名簿を作成・保管することとし、監督員の請求があった場合は、提示すること。

8. 工事監理者

この工事については、監督員業務の一部を第三者（設計者等）に委託する場合がある。

9. 特定元方事業者

労働安全衛生法第30条第2項に基づく特定元方事業者として、この敷地内の建設工事における契約額が最大の建築工事の請負業者を指定する。

10. 工期変更等の場合の前金保証会社への通知

前払金保証約款第7条の2「工期を変更する場合等における措置」の保証会社への通知は、請負者で行うこと。

（Ｃ）指導事項

1. 建設工事の適正な施工の確保について

本工事の施工に当たっては、適正かつ円滑な施工を確保するために「建設業法」や「建設産業における生産システム合理化指針」等に基づく建設関連指導事項を遵守し、適正な契約の締結、適正な施工体制の確立、建設労働者の雇用条件等の改善に努め、建設関連法等に抵触する行為は行わないこと。

2. 労働福祉の改善等について

建設労働者の福祉の向上を図り、建設需要に対する労働者を確保し建設業の健全な発展を図るため、労働者災害補償保険制度、建設業退職金共済制度及び労働災害補償共済制度等に関して、土木工事等共通仕様書（平成29年4月、佐賀県県土整備部農林水産部及び地域交通部）第1章第48節の規定を遵守すること。

また、建設業退職金共済制度に係る共済証紙の購入については、共済制度の対象となる労働者（対象工事の請負業者の下請業者が当該労働者を使用する場合を含む）の当該工事に係る就労予定日数を把握し、必要枚数を購入後、「発注者用掛金収納書」を発注者へ提出すること。

3. 各種調査への協力依頼

公共事業労務費調査、共通仮設費の実績調査等の対象工事となった場合は、必要な協力を行うこと。

4. 下請負人等の選定

下請業者、資材調達及び工事に係る技術者等の選定については、「神崎市建設工事請負契約約款第7条の2」によること。

また、工事に使用する資材については、地場産業の活性化を図るため神崎市内で産出、生産又は製造されたものを積極的に使用するよう努めること。

5. 下請負人、資材調達先及び技術者の申請等

請負者は、神崎市建設工事請負契約約款第7条の2第1項に規定する下請契約を締結しようとした場合は、一部下請負申請書を監督員に提出し、その承諾を得ること。なお、下請業者が市外業者となる場合は「市内優先不実施の理由書」「下請負辞退書」等を同時に提出すること。

請負者は、神崎市建設工事請負契約約款第7条の2第2項に規定する工事材料に係る納入業者を選定した場合は、工事資材使用届出書を監督員に提出すること。なお、納入業者が県外業者となる場合は、理由書を監督員に提出すること。

請負者は、神崎市建設工事請負契約約款第7条の2第3項に規定する工事に係る技術者等の配置を決定した場合は、技術者等名簿届出書を監督員に提出すること。なお、配置する技術者等が県外居住者となる場合は、理由書を監督員に提出すること。

6. 工費用資機材等の搬送に関する関連法の遵守等

道路交通法及び関係法令に抵触する搬送車両並びに交通安全の配慮に欠ける業者は排除すること。

また、「電波法 昭和25年 法律第131号」により、不法無線局を設置した車両を工事現場に出入りさせないこと。

7. 工事実績情報の登録

請負金額が500万円以上の工事については、受注・変更・完成・訂正時に工事実績情報（CORINS）の登録をすること。

（ただし、請負金額が2,500万円未満の工事については、受注・訂正時のみ登録するものとする。）

8. 産業廃棄物税の取扱いについて

本工事により発生する建設廃棄物のうち、九州各県の焼却施設及び最終処分場へ搬入するものについては、産業廃棄物税が課税されるため、適正に事務処理を行うこと。なお、熊本県及び北九州市へ搬入するものについては、課税対象施設が異なるため、監督員と協議すること。

9. 建築物の解体等の作業における石綿対策について

・石綿含有建材等を使用した建築物、工作物などの解体等の作業については、石綿障害予防規則（平成17年厚生労働省令第21号、以下「石綿則」という。）に従い、適正に行うこと。

・建築物等の解体等の作業を行うに当たっては石綿ばく露防止対策等の実施内容の掲示を行うこと。

なお、掲示方法については、監督員と協議すること。

・その他関係法令について

廃棄物処理法、大気汚染防止法、労働安全衛生法

10. 環境への負荷の少ない物品等の使用について

「佐賀県環境物品等の調達の推進に関する基本方針」による特定調達物品等を使用する場合は、その方針における当該物品に係る「判断の基準」を満たすものを使用すること。なお、その「判断の基準」に対応することができない場合は、監督員と協議すること。

11. 木質系材料に係る合法性及び持続可能性の証明

木質系材料を使用する場合は、その原料となる原木についての合法性及び持続可能な森林経営が営まれている森林からの産出に係る確認を行うこと。なお、その確認を行う場合には、林野庁作成の「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン（平成18年2月15日）」に準拠して行うこと。

12. 建設副産物の取扱い

建設副産物の取扱いについては、「建設副産物適正処理推進要綱」（国土交通省平成14年5月30日改正）によることを原則とするほか、建設副産物の取扱い方針（平成23年4月、佐賀県）に従い、適切に処理すること。

（Ｄ）その他特記事項

・本工事は、建築・設備工事検査取扱い要領（佐賀県）に定める中間検査の工程に達した時、適宜中間検査を実施する。実施時期については、別途監督員の指示による。

・本工事は、完成施設後調査実施要領に基づき、各施設管理者及び設計（監理）委託業者による完成施設後調査を実施する。

第一次調査：工事が完成し、施設管理者に引き渡した後、概ね6ヶ月の時期

第二次調査：かし担保期間（木造建築又は設備工事は1年、ＲＣ造等の建築物等又は土木工作物等は2年、構造等にかかわらず改修工事の場合は1年）が終了する前、

概ね1ヶ月の時期

・工事期間中に神崎市が発注する関連工事等の事業者とも調整し、協力体制をとること。

・他の関連工事等の事業関係者と十分協議を行い、工事工程に応じた適正な仮設計画に基づき施工すること。

・敷地内外における工食用及び作業員の車輛の通行については、交通安全に十分配慮し、必要に応じて交通整理員を配置すること。

・騒音や粉塵等が発生する工事については、事前に監督員と十分協議すること。

・解体・撤去時の養生に十分注意すること。また、構築物や通路（道路）等を損傷・汚染させた場合は、施工者の責任において速やかに原形に復旧すること。

・休日作業を行う場合は、事前に監督員と協議を行い、戸締まりや火気の始末等に十分注意すること。

・現場溶接時の火災防止、鉄骨等運搬・組立時の事故防止に努めること。

・足場や仮囲い等の仮設については、随時点検するなど適正な維持管理を行うこと。

・近隣住民の生活に配慮し、トラブルの防止に努めること。

・本工事はワンダーレスボンス実施対象工事である。

「ワンダーレスボンス」とは現場での問題発生に対する迅速な対応の実施をいい、請負者からの工事打合簿による質問、協議への回答は、基本的に「その日のうち（24時間以内）」に回答するよう対応する。ただし、即日回答が困難な場合は、いつまでに回答が必要なのかを請負者と協議のうえ、回答期限を設けるなど、何らかの回答を「その日のうち」にすることである。

1. 請負者は計画工程表の提出にあたって、作業間の関連把握や工事の進捗状況等を把握できる工程管理方法について、監督員と協議を行うこと。

2. 請負者は監督員に対し、漠然と相談や質問をするのではなく、必要最小限の「判断材料」及び「理由」を揃えること。後に、追加資料を求める場合がある。

3. 請負者は工事施工中において問題が発生した場合及び計画工程と実施工程を比較照査し、差異が生じた場合は速やかに書面にて監督員へ報告すること。

4. 効果・課題等を把握するためのアンケート等のフォローアップ調査を実施する場合があるため、協力すること。

・神崎市が実施する住民説明会等に必要となる資料を準備し、同行しすること。

共通事項		工事名	縮尺	神崎市 庁舎整備課	図番号 A 02
		現場説明書	設計 年月日		